

原子力事業者防災業務計画の見直しについて

1. 議題

当専攻のEALの見直し

2. 見直しの理由

当専攻の試験研究炉の廃止措置の進捗状況及び第58回原子力規制委員会（令和4年1月12日開催）で議論された結果を踏まえると、原子力緊急事態に至るおそれのないEAL（特に、その他の脅威に係るEALとして所内外通信連絡機能の全ての喪失（SE52））については設定する必要はないと当専攻で判断したため。

3. 今後の予定

適切な時期で原子力緊急事態に至るおそれのないEALについて設定を見直し、原子力事業者防災業務計画の修正を計画する。